

新潟県医療審議会

医療法人・有床診療所部会について

(令和4年10月14日開催分)

令和5年1月13日

新潟県福祉保健部

1 有床診療所の開設に係る医療法等の規定

新たに診療所の病床を設置する場合は、知事の許可が必要とされている。

ただし、次の要件に該当する診療所については、地域医療構想調整会議での協議を経た上で、医療審議会の意見を聴き、知事が認めた場合は、病床過剰地域であっても例外的に届出により病床を設置することが可能となっている。

(医療法第7条第3項、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号)

①医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

②へき地医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

2 整備計画の概要

①新潟レディースライフクリニック

施設名	新潟レディースライフクリニック
開設者	杉野健太郎
所在地	新潟市秋葉区新津字山谷北5149番7
診療科目	産科、婦人科
開設予定年月日	令和6年4月1日
設置しようとする病床数等	19床（一般病床）

②八幡産科婦人科クリニック

施設名	八幡産科婦人科クリニック
開設者	八幡哲郎
所在地	長岡市稲場町字菱田
診療科目	産婦人科
開設予定年月日	令和6年4月1日
設置しようとする病床数等	19床（一般病床）

3 部会での審議結果

2件の診療所への病床設置について、以下の意見を付して同意する。

(答申付帯意見)

県民が安心して子供を産み育てることができる環境整備が求められる中、分娩件数の減少、産科医の不足、令和6年の医師の働き方改革実施を踏まえ、これまで以上に医療機関相互の連携や役割分担が必要となっている。

このため、開設予定者に対して、ハイリスク分娩を取り扱う医療機関と十分連携の上、将来にわたり、安定的かつ継続的に周産期医療を提供するよう指導願いたい。